

いじめ防止基本方針



枚方市立楠葉西中学校

〒573-1122 枚方市西船橋 2 丁目 43-1

TEL(050)7102-9225 FAX 072-850-3404

kuzuhanishi00-jh@city.hirakata.ed.jp

令和7年4月

いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題であり、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組み、「いじめは断じて許さない」という教職員の姿勢を、様々な機会をとらえて生徒たちに示して行く。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められていると考える。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法)

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの基本認識

生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの未然防止

- ・いじめはすべての生徒に関係する問題であるという認識のもと、いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を作るため、互いの人格を尊重しあえる態度や他者との円滑なコミュニケーションを図る能力を養うなど自己肯定感・自己有用感を育む集団作りを行い、教育活動全体を通じていじめの未然防止に取り組む。
- ・いじめの情報を早期に把握するために、アンケートやチェックリストを活用する。また、アンケート等の結果を踏まえ、PDCA サイクルに基づき、活動の改善を図る。
- ・いじめ対策委員会を定期的開催し、組織的指導体制を整備する。教職員は、指導方針を共通理解した上で、役割を明確にして、迅速な対応で進めることができるよう留意する。

◎すべての生徒が参加・活躍できるよう、以下のような授業づくりに取り組む

- 授業が「一人ひとりが大切にされ、つながり・学び合い、確かな力をつける」ものになっていたか。すべての生徒が授業に参加する活動や、授業場面で活躍できる授業改善、授業の見直しを行っているか。
- 授業中に生徒が孤立感や疎外感を感じていないか、またストレス（不満や不安）を高めていないか。
- 生徒の疑問やわからなさが大切にされていて、安心して学べる授業になっているか。
- 学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどはないか。
- 学習規律の定着や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導。
- 教師の何気ない、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をしていないか。
- 学校全体の取組とするため、授業を担当するすべての教員が公開授業等を行って互いの授業を参観し合う機会を位置づける。

いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、生徒に関わる全教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

〈いじめの早期発見のための措置〉

- ・定期的にアンケートを実施し、いじめや問題行動の実態把握に努める。また、定期的な教育相談のほか、学期末に懇談を設定する。
- ・保護者と連携して生徒を見守るため、積極的な保護者連絡や家庭訪問、個人懇談等を充実させる。
- ・生徒・保護者がいつでもいじめに関して相談できるよう、生徒集会や保護者集会、生徒指導便りや学校便りを通して、校内の相談機関等の利用方法について広く周知する。また、いじめに関する相談体制が適切に機能しているか定期的に点検する。

いじめに対する措置

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）を活用して行う。

いじめにあった生徒の心のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。被害生徒を守るだけでなく、加害生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても適切に対応するものとする。

➤ いじめの発見・通報を受けた場合

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有し、いつでも集団で関わることのできる体制をとる。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問・保護者の来校により保護者と直接面会し、丁寧にかつ正確に状況説明を行い、今後の指導・連携について理解と協力を求める。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

➤ いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

➤ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (4) いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

➤ いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
- (3) すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、日常的に学習面以外の行事、部活動等を通して、常に望ましい人間関係の構築を意識させるよう働きかける。

➤ ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を通じて、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」について、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。

◎市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

(ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

(イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



市教委が、重大事態の調査の主体を判断

○学校を調査主体とした場合 市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

◆学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◆調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◆いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◆調査結果を市教委に報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◆調査結果を踏まえた必要な措置

○市教委が調査主体となる場合

◆市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

組織体制

【いじめ対策委員会】（いじめ防止対策推進法22条）

○構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、
スクールソーシャルワーカー（SSW）

○主な活動

- ① いじめの早期発見に関すること（いじめアンケート、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

【緊急対応会議】

◆ いじめ事案発生時には、「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。
学年主任、関係教員、特別支援教育コーディネーター、人権・道徳教育担当者、関係諸機関等専門家

保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者集会等において、いじめの指導方針などの情報を提供する場を設けていく。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校、学年だより、学級通信などによる広報活動を積極的に行っていく。

	1 年	2 年	3 年	教職員・PTA等
4月				
5月				「いじめ防止基本方針」改訂
6月	いじめアンケート 教育相談	いじめアンケート 教育相談	いじめアンケート 教育相談	生徒の情報収集・共有 アンケート集約・分析
7月	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会	1学期状況総括
8月				教員研修会
9月				
10月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	
11月	教育相談	教育相談	教育相談	生徒の情報収集・共有 アンケート集約・分析
12月	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会	2学期状況総括
1月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	
2月	教育相談	教育相談	教育相談	生徒の情報収集・共有 アンケート集約・分析
3月				3学期状況総括

未然防止のための学校体制

